☆☆☆岐阜県総合教育センターだより５月号☆☆☆　　令和７年５月２７日（火曜日）　配信情報

岐阜県総合教育センターでは、学校や先生方の支援を様々な形で行っています。今月のセンターだよりでは、それらの支援の具体例として、「教職員のための教育支援相談室」及び「図書・教育資料室」について御案内します。また、学び合い文化の醸成に向けて、情報発信します。

【目次】
１　総合教育センター「教職員のための教育支援相談室」
２　総合教育センター「図書・教育資料室」

１　総合教育センター「教職員のための教育支援相談室」

岐阜県総合教育センターは、研修講座を行うだけではありません。県内の先生方のサポートをするために総合教育センター内には「教育支援相談室」があります。そこではどのような活動をしているのか紹介します。

Ｑ１――　教育支援相談室とはどういうところですか？

普段、職場で困っていることや悩んでいること、育休から復帰するにあたり心配なことなどについて、電話や来室で相談できるところです。相談員が、先生方の悩みに寄り添いながら、悩みが少しでも軽くなるように一緒に考えていきます。

【主な相談内容】
・自分自身に関する悩み・不安について
・職場の人間関係に関する悩みについて
・指導上の悩み・不安について
・家庭の悩み・不安について
・その他、お困りごと

Ｑ２――　どのように利用すればよいですか？

電話相談と来室相談があります。相談時間は月～金曜日、午前９時～午後５時(祝日、年末年始を除く)です。
・電話相談の場合…０５８－２７１－３４５０　⇒「内線３４」と伝えてください。匿名でも結構です。
・来室相談の場合…直接、教育支援相談室にお越しください。場所は総合教育センター１棟２階の東側の部屋です。お気軽にご利用ください。
※事前に電話で予約していただけるとありがたいです。

詳しくは、総合教育センターホームページの下記リンク先を参照してください。
（案内チラシです！校内等で必要に応じて、ぜひご活用ください！）
https://www.gifu-net.ed.jp/ggec/wp-content/uploads/sites/4/2022/06/2082f629d452d5dbfaabe987ce91039a.pdf

QR コード

２　総合教育センター「図書･教育資料室」

みなさんは総合教育センター内に図書室があるのをご存知ですか？
図書・教育資料室は、教育関係の図書資料を幅広く収集し、提供している「教育専門図書館」です。教育関係者はもちろん、一般にも公開しています。貸出サービス、教育に関する調べもののお手伝い（レファレンスサービス）も行っております。調査研究・教育実践などに、ぜひお役立てください。

Ｑ１――　どんな資料が所蔵されていますか？

　今日的な教育課題に関する図書、文部科学省の著作・編集する資料等の教育図書、教育関係雑誌約３０タイトルを揃え、最新の教育情報を提供します。
　県内の各学校や県内外の教育関係機関が刊行した研究紀要・実践記録・学習指導案集などの教育研究資料が揃っています。
　また、小学校・中学校・高等学校の検定教科書を、昭和４０年代から保存しています。
　何かお探しの資料がある時には、電話やメールでお問い合わせいただいても大丈夫ですし、総合教育センターホームページ内図書室のページからも所蔵資料を検索することができます。
　　https://lib-finder.net/gifu_ed/

Ｑ２――　利用するのに必要なものはありますか？

　閲覧だけであれば、手続きの必要はありません。貸出サービスを利用される際に、図書利用カードを発行しますので、住所が確認できるもの（運転免許証・健康保険証等）をご持参ください。

Ｑ３――　開室時間内に本を返却しに来室できない時はどうしたらよいですか？

　総合教育センター第１棟の正面玄関脇に、時間外返却ポストが設置されていますので、休日や夜間でも返却できます。
　また、地元図書館の窓口で返却できる「公立図書館返却サービス」があります。専用袋に入れて資料を貸出しますので、貸出時に指定した図書館窓口に直接返却してください。県図書館を経由してセンター図書室に資料が返送されます。
　総合教育センターホームページ内に、利用できる図書館と詳しい利用方法が掲載されていますのでご覧ください。　　https://www.gifu-net.ed.jp/ggec/tosyo/

※お読みいただいた書籍について、レビューのご協力をお願いします。

【総合教育センター図書・教育資料室　利用案内】
　開室日時：月～金曜、 午前９時～午後５時(祝日、年末年始を除く)
　貸出資料：図書５冊・雑誌バックナンバー５冊　計１０冊まで
　貸出期間：３週間（貸出期間の延長は、お電話で承っております。）
　図書・教育資料室　TEL：058-271-3404（直通）
　（つながらない場合は058-271-3450に用件をお伝えください。）
　FAX：058-276-0627　mail：c17781@pref.gifu.lg.jp

３　学び合い文化の醸成に向けて

　岐阜県では、2023年度から各公立学校に研修主事を配置し、各校での研修の活性化に向け「学び合い文化」の醸成を推進しています。また、岐阜大学と連携し、新たな教員研修の仕組みのもと、各校での校内研修の実施状況や研修主事の意識、効果的・効率的に校内研修が実施されている学校の共通点などを分析するとともに、現時点での課題を明らかにして、次年度以降の方向性を示すことを行っています。この研究成果を、「岐阜大学カリキュラム開発研究 2025.2 Vol.41、No.1　『「学び合い文化の醸成」を推進する研修主事の支援に関する一考察』」としてまとめました。ここでは、その中から「岐阜県として目指す学び合い文化の醸成された状態」について紹介します。

～岐阜県として目指す学び合い文化の醸成された状態～
（１）教職員一人一人が自ら学び続けようとする姿がある
（２）教職員が他の教職員と関わりながら、ともに成長しようとする姿がある
（３）児童生徒に自立力、共生力、創造力が育まれている

上記の（１）～（３）について、解説します。

（１）「教職員一人一人が自ら学び続けようとする姿がある」

これは、岐阜県教育委員会教育研修課が掲げる、岐阜県が研修を通して目指す教職員の姿です。校内外の研修において、まずは一人一人の教職員が自らの課題を明確にしながら、主体的・自律的に学び続けることが学び合い文化の土台になると考えております。

（２）「教職員が他の教職員と関わりながら、ともに成長しようとする姿がある」

前項目が教職員一人一人の主体性に関わる内容であることに対して、この項目は他の教職員との主体的な協働を示しています。児童生徒の学びの相似形である教職員の学びもこのように他者との協働の中で深めることが大切であり、まさに児童生徒のロールモデルとなるものと考えます。

（３）「児童生徒に自立力、共生力、創造力が育まれている」

自立力、共生力、創造力は、第４次岐阜県教育振興基本計画において、児童生徒に育みたい３つの力です。教職員の「学び合い文化の醸成」は、児童生徒の学びにつなげるためのものです。各校において行われる校内研修が、児童生徒のためのものであることを意識する必要があると考えます。

上記の（１）～（３）が達成された具体的な風景は、学校ごとに異なると考えます。現在、各校において学び合い文化の醸成に向けた取組を研修主事の先生方に担っていただいていますが、研修主事の働きかけだけでは学び合い文化の醸成は不可能です。スクールミッションやスクールポリシー、学校教育目標を踏まえた上で、教職員一人一人が校内外で得た知識やスキル、気付きを共有しながら、各校の課題を見い出し解決していく過程を繰り返す中で、学び合い文化は醸成されると考えています。

---

４ 連絡

（１） Ａ日程の講座で定員に空きがあれば、実施日の２週間前までは申し込みができます。Ｂ日程の申込は７月４日（金）１７時までとなっております。ぜひご活用ください。

（２） 研修講座の実施方法や持ち物等に変更がある場合があります。研修の１週間程前と前日に必ず開催要項や研修資料の確認を再度お願いします。

==========
岐阜県教育委員会　教育研修課
〒500-8384　岐阜市薮田南５－９－１　岐阜県総合教育センター内
ＴＥＬ　（０５８）２７１－３４５０（内線２６）
ＦＡＸ　（０５８）２７６－６７７４
Ｅ－mail　c17781@pref.gifu.lg.jp
==========